

女性の活躍推進に取り組み、厚生労働大臣の認定を受けませんか

女性活躍推進法に基づき、①自社の女性の活躍状況を把握・課題分析②課題解決のため行動計画の策定・社内周知・公表③行動計画を策定した旨の届出④女性の活躍推進に関する情報の公表について、労働者数101人以上の企業は義務、労働者数100人以下の企業は努力義務とされています。

行動計画の公表や女性の活躍推進に関する情報の公表には厚生労働省運営サイト「女性の活躍推進企業データベース」をご利用ください。「女性の活躍推進企業データベース」は、学生や求職者等がスマートフォンからも閲覧することができるため、人材確保の観点からも有効なツールです。

女性の活躍推進状況が優良で、基準を満たす企業は、申請により厚生労働大臣の認定を受け、認定マーク(えるぼし)が交付されます。認定マークは、認定企業のみならずその使用が許され、認定企業はさまざまな形で認定マークを自社のPRにご利用いただけます。

女性の活躍推進が優良な企業を



厚生労働大臣が認定し、認定マークを交付します！

●以下のチェックリストに沿って、貴社の女性の活躍の推進状況をご点検ください。

採用の競争倍率が男女同程度である	はい	いいえ
平均勤続年数について、女性は男性の7割以上である	はい	いいえ
直近の事業年度において、法定時間外労働時間数と休日労働時間数の合計の各月ごとの平均がすべて45時間未満である	はい	いいえ
管理職に占める女性の割合が、産業平均値(※)以上である ※厚生労働省 HP(女性活躍推進法特集ページで検索)に掲載されています。	はい	いいえ
直近3事業年度で、①女性の非正社員から正社員への転換、②雇用管理区分間の転換、③女性の再雇用(正社員)、④30歳以上の女性の採用(正社員)等の実績がある	はい	いいえ

★すべてに「はい」の場合、認定基準を満たす可能性があります。

◆「いいえ」の場合でも、「2年連続改善」していれば認定基準を満たす可能性があります。

→ ★◆の場合は認定申請をご検討ください！！

まずは栃木労働局雇用環境・均等室までご連絡をお待ちしております。

○その他の場合でも、今後「はい」となった、または「2年連続改善した」場合は可能性が出てきます。

→ 認定を目指して女性の活躍推進に取り組みましょう。

お問合せは **栃木労働局雇用環境・均等室**

〒320-0845 栃木県宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎

TEL 028-633-2795

子育てサポート企業として、厚生労働大臣の認定を受けませんか

次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と育児の両立支援や働き方改革など次世代育成支援対策に関して、①行動計画の策定・社内周知・公表 ②行動計画を策定した旨の届出 について、労働者数101人以上の企業は義務、労働者数100人以下の企業は努力義務とされています。

行動計画の公表には厚生労働省運営サイト「両立支援のひろば」をご利用ください。

行動計画に定めた目標をすべて達成し、基準を満たす企業は、申請により厚生労働大臣の認定を受け、認定マーク(くるみん)が交付されます。認定マークは、認定企業のみならずその使用が許され、認定企業はさまざまな形で認定マークを自社のPRにご利用いただけます。

仕事と育児の両立支援や働き方改革などに取り組む企業を
厚生労働大臣が認定し、認定マークを交付します！



【トライくるみん】



【くるみん】



【プラチナくるみん】



【トライくるみんプラス】



【くるみんプラス】



【プラチナくるみんプラス】

●貴社の行動計画の推進状況等を、以下のチェックリストに沿って、ご点検ください。

行動計画の目標はすべて達成した、または計画期間内に達成見込みである	はい	いいえ
計画期間内に出産した女性の75%以上が育児休業を取得し、男性も育児休業を取得している	はい	いいえ
子が3歳から小学校就学前までの育児休業または育児短時間勤務等の措置がある	はい	いいえ
フルタイム労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月 45 時間未満であり、かつ月平均の法定時間外労働が 60 時間以上の労働者がいない	はい	いいえ
計画期間内に、所定外労働削減、年次有給休暇取得促進、働き方の見直しに資する多様な労働条件整備(短時間正社員制度、在宅勤務など)のための取組を実施している	はい	いいえ

※認定には行動計画の策定・社内周知・公表、策定届の労働局への提出が必要です。また、認定申請は行動計画期間終了後となります。 **注** 裏面の女性活躍推進法に基づく認定は、行動計画期間中でも申請できます。

★すべてに「はい」となった場合、認定基準を満たす可能性があります。

→ 認定申請をご検討ください！！

まずは栃木労働局雇用環境・均等室までご連絡をお待ちしております。



★★ 男性の育児休業取得促進を！ ★★

男性の育児休業は認定要件の一つです。両立支援等助成金(出生時両立支援コース)をご活用いただき、男性が育児休業しやすい職場づくりにお取り組みください。